

## 何が自死をとどまらせ、回避させうるか

山梨 八重子

### 1. はじめに

我々は自殺を試みようとする者を目の前にしたとき、とっさにそれに介入し阻止するだろう。阻止介入に対して、その当事者からの非難や抗議の声があるとしても、社会通念は介入を当然の行為とみなし、もし介入せずに放置したならば道徳的な責めを受けるであろう。しかし自殺自体は本人の意思による行為であり自己決定を優位にとらえるならば、それを阻止する介入は、その自己決定に対する侵害と見なされる可能性もある。

本レポートでは、意志ある者で行為可能な者による自死に限定し、自死に対する道徳的判断とさらに、自死を踏みとどまる時、我々の中に生起する思いとその判断の根底にあるものを、R・ドゥオーキン (Ronald Dworkin) の人間の生の「本来的価値」を手がかりに検討することを目的とする。

### 2. 自死のとらえ方—今日の法律および歴史的変遷—

今日における日本での自死の法学的解釈を見ると、自死は、一般に違法であるが不処罰なものと解釈されている。法的に自死は「違法性が低く、少なくとも刑罰に相応する可罰的違法性がない」こと、さらに「有責性」がないことから処罰の対象とならない。しかし自殺者を救済せずに放置した場合は、自殺関与罪で処罰の対象となる。

橋本正博によれば<sup>1)</sup>、自死とは生命法益処分の一つであり、自死でいえばその法益は生命という「コト」でその客体は人という「モノ」であり、「コト」を終わらせる（法益を侵害する）ために「コト」を構成している要素であるモノとしての身体に働きかけその機能を停止させることである。つまり生命を処分するとは、生命現象が営まれなくするために物質的身体に影響を及ぼす作用と説明される。この作用が他者によってなされ、その他者が「コト」の終了に至る全事象の支配可能性を握っている場合は、生命への侵害として刑法で違法となる。自死では、生命という法益がその個人であることから、自死がその個人の自己決定による場合、その違法性はないと解釈されるのである<sup>2)</sup>。

しかしながら自死は、歴史的に長きにわたって刑罰の対象としてされてきた<sup>3)</sup>。それは、生死は神のなす領域ととらえられていたために、自死は神への冒瀆であり自然法に抵触し、君主、国家への犯罪的行為と見なされたのである。自死が私事の領域にあり刑罰の対象とされないという今日の法的解釈は、近代以降の個人の権利を背景に徐々に形成されてきたものである<sup>4)</sup>。しかし自死のとらえ方には異なるとらえ方もあり<sup>5)</sup>、自死のとらえ方は必ずしも一致したものではない。また日本においては自死に対し西洋と異なる死生観があり、切腹や心中などに対し、一概に自死を悪とし犯罪視しない文化的背景を持つといわれる<sup>6)</sup>。

自死を刑罰対象としないとする法的解釈は、一般的感覚からしても容認できるものであろう。だからといって自死は積極的に容認されるものではなく、自殺の増加や自殺手引き書の出版への強い懸念は、それを裏付けるものであろう。一方で自死が私事であるならば自己決定の領域であり、他者がその決定を侵害することは道徳的に悪となる。では我々は自死を試ようとする人に介入し阻止するとき、それは個人の自由の権利の侵害となるのだろうか。また人間の生命はモノと同様ととらえることができるのであろうか。さらに自死は本当に他者への危害や有害性を持たないといえるのであろうか。

### 3, ドゥオーキンは自死をどうとらえるのか

今日の法学的解釈にしたがえば、生命はその個人のもの（所有）であり、その処分も他の所有物と同様、他者や周りへの有害性・他者への危害がなければ、その個人の意思の下での自己決定が優先される。しかしその前提として、生命は一般的なモノと同様といえるのかである。

ドゥオーキンは、他のモノと人間の生命との違いをそこに内在する価値の質に言及し、生命の持つ価値は、一般のモノとは異なる独自な特質を持つと指摘する<sup>7)</sup>。

以下ドゥオーキンの見解を要約すると、人間の生命を含めモノには個人にとっては主観的価値があり、また道具的価値も有するが、同時に神聖にして不可侵な価値があり、それを「本来的価値」とする。人間およびその生命では、この本来的価値により重きがおかれるという。そして本来的価値は神聖性と不可侵性を有するからこそ、人間の生命への毀損はその神聖性と不可侵性に触れることになる<sup>8)</sup>と述べている。

この本来的価値の要素である神聖性には、連想 (association) と起源・歴史の二つの過程が関与するとドゥオーキンは説明する。自然が創造したものを破壊すべきではないと我々が考えるのは、そこに道具的価値や主観的価値よりも、本来的価値を見出しているからであり、かつそれは量的な価値ではない。その神聖さの核心 (nerve) は、その創造過程やその過程で支払われた投資にあり、それに価値をおいているからであると解釈している。つまり存在する人間の生命の神聖性は、自然および人間による「創造的投資」の結果であり、創造的投資に対する我々の尊敬の念から発せられ連想された「産物」であり、それが生命への畏敬の念を形成しているという<sup>9)</sup>。

さらに人間の生命がいくつかの創造的投資の結果として存在しているからこそ、我々はそれへの尊重と保護を直観的に求めると説明する。これらの創造的投資とは、生物的進化的な創造的投資を含め、人間が歴史的に創り出し形成してきた文化や社会、国家等による創造的投資を含むものである。それらが幾重にも重なりあい複合化された創造的投資の産物として人間の生命や存在をとらえ、また次の創造的投資を担うものとして人間をとらえるから、その生命が失われることに対して、強い関心と喪失感を抱くと説明する。だから道徳的に見れば、その投資を挫折させないことが道徳的善であり、これらの創造的投資を

挫折させることつまり死は、道徳的悪であるとドゥオーキン<sup>9)</sup>は判断している。

ドゥオーキンの指摘にしたがえば、自死はそれまでの自然的社会的な創造的投資を挫折させる行為で、よって自死は道徳的に認められないものである。しかしドゥオーキンは尊厳死をめぐる議論で、生きていることが当事者の尊厳性を著しく損なう状況は、創造的投資の挫折と解釈できるので、当事者が自己決定するならばその決定は尊重されるという見解を示しめしている<sup>10)</sup>。このドゥオーキンの見解にしたがえば、「生きていることが当事者の尊厳性を著しく損なう」状況で、「当事者が自己決定」した自死も同様となるであろう。

#### 4. 自死は他者への危害/有害性は含まないのか

人間は独立した人格をもった存在で、権利主体であるという近代の個人像を描くとき、自死が他者に危害を与えない場合、個人の所有する生命をその法益当事者が自由に処分することは、自己決定の尊重として認められる。しかし自死は本当に他者への危害や有害性をもたないといえるかである。

というも個人は独立した人格を有しつつも、その個人の自律を相互に承認する他者が不可欠であることから、同時に他者との間に存在するものともいえる。人間が他者との関係に依存した存在であるということは、その生には「多層性」があるということであり、死も同様に「多層性」があるということ<sup>11)</sup>になる。であるならば、自死は一人称・三人称としての死にとどまらず、「二人称の死」である。

二人称の死として人の死をとらえることは、現実の制度にも見ることができる。その例がドナーカードの「家族署名欄」である。そして仮に当事者が臓器提供の意思を表明していても家族の署名がない場合、その場で家族が提供を拒否した場合は、家族の意思が尊重され、また当事者の臓器提供の意思が明記されていなくても、家族の意思とその判断によっては提供が可能である。このように死が二人称であることを示す証左もある。

人の死が二人称でもありとすれば、その人の死は周辺他者の中に周辺他者に苦痛をもたらす可能性が高く、「ある者の死は他者の心に穴を開ける」<sup>12)</sup>といえる。これはある種の他者への有害性であり、危害といえるとも解釈できる。であるならば、自死は私事で当事者の自己決定の範疇とし、単純に自己決定を尊重するというとらえ方に疑問が生じるであろう。自己決定に重きをおき、自死を私事の範疇とする考えは、人の存在を他者と分断した個に限定した一人称の生で、人の生命や存在の多層性を考慮すれば、そこに齟齬が生じる。

さらに二人称の死という観点で尊厳死をとらえるならば、消極的であれ積極的であれ、自己決定に基づく尊厳死であってもその実行が、当事者と周辺他者（家族などの近親者など）の相互の精査および熟慮なしに行われた場合、それまでの周辺他者との関係で形成してきた創造的投資を破壊することにつながる可能性があり、この場合は限りなく自死に近いものといえるだろう。このような周辺他者との対話による精査と容認の過程が、周辺他者との関係で形成してきた創造的投資の挫折を最小限にとどめ、それによって他者への有

害性が低下すると考えるならば、この過程を期待できない自死は、突然の予期せぬ二人称の死となり、周辺他者を打ちのめすのであろう。このようにとらえれば、自死は周辺他者への危害性や有害性がないと断定はできないであろう。

## 5. 自死を回避する判断

JGSS-2006 調査結果によれば、過去に自死の願望を抱いた人は 17%に達する<sup>13)</sup>。しかしこの調査の時点では自死を回避して生きている。このように自死を回避するとき何が作用するのかを検討してみよう。

自死の願望を抱きつつもとどまり回避するとき、その当事者の判断には三つの査定が絡むのではないかと筆者は推測している。一つは、生を永らえることによる自己の尊厳性や存在価値の低下の査定であり、二つ目は、これまでの投資の結果としてもたらされる将来の幸福実現の可能性の査定、三つ目には、当事者の自死によって生じる周辺他者への有害性の査定である。

前者二つは、当事者という個人の領域であるが、後者は個人と周辺他者にまたがる領域である。そして当事者および周辺他者のその関係形成に投じた創造的投資の挫折、いいかえれば予期せぬ突然の死が与える周辺他者の苦痛に思いが及ぶとき、自己の存在価値や尊厳性を周辺他者との関係性からとらえなおす契機となり、このとき前者と後者はつながると考える。それは、一人称の生から二人称の生として自己をとらえることである。

たとえば自死したいと思う親が自死を思いとどまったときを想定してみよう。そのとき自分が生きているというだけでも、子どもの存在を気遣い支える者として役割をはたすことができると自己の存在価値をとらえなおす一方で、襲いかかる苦痛に耐え続けなければならないという恐怖や不安との間の葛藤が生じるだろう。けれども自死を踏みとどまる判断は、それを超えて自己が存在し続ける意味に重きをおいたからなしえた判断であり、一人称の生にとどまらない生の多層性を、直観的にとらえていると証左といえるだろう。これは、他者との関係の中で自己をとらえなおすことで、自己の存在価値や尊厳性をより深く精査した結果といえるのではないだろうか。

ドゥオーキン<sup>14)</sup>は、彼のいう「善なる生」を実現するモデルとして、経験的利益と同時に批判的利益を含む挑戦的モデルを提起し、共同体の中で、善なる生を実現する存在として人間をとらえている。このことから、ドゥオーキンのいう善なる生は、単に個人で完結する一人称の生ではなく、多層性の有する生を想定したものと筆者は解釈する。自死を踏みとどまり回避する判断は、この善なる生の実現を改めてめざすという当事者の思いの表れと解釈できるだろう。

個人の自由の実現に重きをおくドゥオーキンは、自死を試みる者への介入が自己決定に介入しその自律性を侵害することから、それを否定するのであろうか。彼はこのような介入の根源にあるパターンリズムを、強制批判的、外科的、代替的、文化的の4つに区別し

検討を加え、いずれに対しても批判的である。しかし彼は、当事者に重大な場面でその自己決定が真なるものかを問いかける例を挙げていること<sup>15)</sup>から、死という取り返しの付かない極限的な判断に対し、最低限のパターナリスティックな介入を容認していると解釈できる。

我々が自死する者に回避するよう介入することは、パターナリズムから発するものであるが、当事者の自己決定の優位性を一旦留保し、生命の有する固有な価値の不必要な挫折を回避し、当事者の自己決定の再考や翻意をうながす行為と解釈できる。それはまた介入者の善き生とも絡むからであろう。しかしドゥオーキンにしたがえば、最終的判断は当事者の自己決定が優位であり、それは何が善き生かの判断は、最終的に当事者によって下されるもので、それが個人の意思を尊重するという大前提に立ち返っていくからである。この大前提に対し、自死という当事者の自己決定やその結果は、長きにわたる多大な苦痛を残された者にもたらすことから、“自己決定”というこの切り札が本当に妥当であるのかという思いを打ち消すことは難しい。

## 6. 終わりに

先述した思いを踏まえれば、自死を自己決定の尊重という立場から、安易に容認することは許されるものではないとする考えが存在することも、当然である。また自死に社会的経済的環境が強く作用していることはすでに明らかで、その環境が人を自死へ追い込んでおり、自死の場合、一般的に医療・生活支援および経済的基盤の支援や悪化した人間関係の再構築などの社会的介入によって、極限状態から脱することが十分可能であることが指摘されている<sup>16)</sup>。このことから、社会的支援の脆弱さが当事者を極限状態に追い込む要因であるといえる。だから自死を当事者の自己決定という個人の自由に還元させることは、社会的支援の脆弱性を覆い隠す危険性がある。ドゥオーキンが指摘するように、「批判的成功は時代や社会や文化そして共同体に制約され評価されたもの」という影響モデル<sup>17)16)</sup>にとられてしまった場合、生きることの価値は時代や社会的文化的環境の影響に左右され、それによって自己の価値を必要以上に低下をさせることも大いにある。このことから社会的経済的な支援の脆弱性が、自死という生の断絶を生じ、それが人間の生の神聖性の侵害および本来的価値の低下につながり、さらに自死が周辺他者にも「心に穴を開ける」ことから、社会的支援の脆弱性こそが自然のおよび社会文化的な創造的投資を挫折させるものであり、道徳的悪であるといえよう。

引用註及び文献

- 
- 1) 橋本正博(2003), 自殺は違法か, 『一橋法学』, 2(1), pp.45-58.
  - 2) 橋本(2003)は、自死という生命の処分はその全課程を見届けることが不可能であることから、「死は、それ自体を支配することはできず、死に向かう過程を生きている限りにおいて支配するに過ぎない」と指摘する。これが他のモノの処分と異なる点であろう。
  - 3) 自死のとらえ方に歴史的変遷の詳細は、以下の著書を参照。山田卓生(1987), 『私事と自己決定』, 日本評論社。: 上田健二(2002), 『生命の刑法学-中絶・安楽死・自死の権利と法理論-』, ミネルヴァ書房。
  - 4) 前掲の上田(2002; pp.357-358)は、ヤスパースの実存的限界状況における死の意味を取り上げ、「その問題は人間の自由の領域」という見解を挙げている。
  - 5) 山田(1987), pp.310-316を参照。
  - 6) 前掲書を参照。
  - 7) R・ドゥオーキン(1998), 水谷英夫・小島妙子訳『ライフズ・ドミニオン』, 信山社出版, pp.120-122.
  - 8) 前掲書 pp.122-137.
  - 9) 前掲書 pp.140-152.
  - 10) 前掲書 pp.337-351.
  - 11) 奥田純一郎(2004), ヒト胚・生命倫理・リベラリズムー自己決定権は生命科学技術研究に何をどこまで言えるのか?ー, 『思想』, 965, pp.202-203(pp.195-211).
  - 12) 小松美彦(2012), 『生権力の歴史』, 青土社, p45.
  - 13) 森田次朗(2008), 自殺願望の規定要因に関する一考察ーJGSS-2006 データによる分析ー, 『JGSS で見た日本人の意識と行動』, *JGSS Research Series No.4*.
  - 14) R・ドゥオーキン(2002), 小林公・大江洋・高橋秀治・高橋彦彦訳, 『平等とは何か』, 木鐸社, pp.326-384.
  - 15) 前掲書, pp.364-370.
  - 16) 清水康之(2009), 自殺対策は政治の責務ー一日百人が自殺する社会への処方箋ー, 『世界と会議』, 8.9 合併号, pp.14-21.
  - 17) R・ドゥオーキン(2002), pp.326-384.

参考文献

- 小林 宙(1998), R・ドゥオーキンの「統合性に基づく自律」, 『同志社法学』, 50 巻 1 号。
- 河見 誠(1995), 人間の生と個人の意思ー積極的安楽死のドゥオーキンの「固有の価値」論を手がかりにしてー, 『法哲学年報』, Vol.1994(1995).
- 平岡章夫(2005), 「死ぬ権利」をめぐる考察ー「死の自己決定権」の危険性ー『社会学研究集』, Vol.6.
- 巻 美矢紀(2006), 自己決定権の論点ーアメリカにおける議論を手がかりにしてー, 『レファレンス』, 政治議会課憲法室, 56 巻 5 号, 平成 18 年 6 月号。
- 森田正博(1994), 人間の生命の始まりと生命倫理学, 『法哲学年報』, Vol.1993.
- 立岩真也(2005), 決められないことを決めることについて, 『医学哲学医学倫理』, 第 23 号。